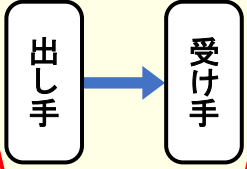
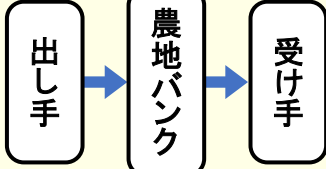
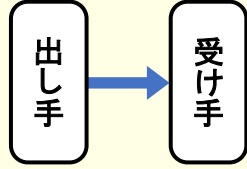


農地の利用権設定等の方法比較表

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	・相対契約 ・農用地利用集積計画を作成 	・農地バンクを通じた契約 ・農用地利用集積等促進計画の認可(県又は市町※)が必要 	・相対契約 ・農業委員会の許可が必要 
適用	原則廃止 (経過措置期間(R7.3.31まで)は適用可能。※地域計画を策定する場合は、策定日の前日まで)	※認可の権限移譲を受けた市町 継続	継続
貸借期間	50年以内 ※市町によって貸借期間設定あり	原則10年以上	50年以内
貸借期間満了後	自動的に出し手に戻る (両者の合意により再設定が可能)	自動的に出し手に戻る (地域計画等に基づき再設定が可能)	賃貸借を解消するには、原則として知事(神戸市内の農地は神戸市農業委員会)の許可を要する
手続きにかかる期間(目安)	1か月～15か月 R6までで終了	2か月(市町認可) 4か月(県認可)	1か月～2か月
必要書類(例)	・利用権設定の各筆明細書 ・農業経営の状況等 ・新規の場合: 農業委員確認書 ・その他必要書類	・各筆明細書 ・農業経営の状況等(地域計画内等の場合一部省略可) ・土地の登記事項証明書 ・農用地の位置図 ・個人の場合は住民票など ・法人の場合は定款など ・農業委員会の意見書 ・市町の意見書(地域計画内) ・利害関係人の意見書(地域計画外) ・その他必要書類	・農地法第3条許可申請書 ・登記事項証明書 ・位置図 ・字限図 ・営農計画書 ・その他必要書類
備考	一括方式による農地バンクを通じた利用権設定等も廃止、ただし経過措置あり。	※市町等により必要書類が異なる場合があります	

(お問合せ先)
 農地中間管理事業に関することは、
 お近くの市町農政担当課、県内各農地管理事務所まで、お問合せ下さい。